

台湾專利法逐條釋義（台湾專利法逐条解説） 96 条、98 条

※本資料の日本語訳は、参考のための仮訳となります。日本語訳の正確性について、日本台湾交流協会及び台湾知的財産権情報サイトが保証するものではありません。本資料を活用される場合には、必ず原文をご確認ください。

96 条

第七節 損害賠償及び訴訟

【専利権侵害の請求権】

第 96 条

特許（発明専利）権者は、その特許権（専利権）を侵害する者に対し、その排除を請求することができる。侵害のおそれがある場合は、その防止を請求することができる。

特許権者は、故意又は過失によりその専利権を侵害した者に対し、損害賠償を請求することができる。

特許権者が第 1 項の請求をする時は、特許権侵害に係る物、又は侵害行為に用いた原料若しくは設備について、廃棄又はその他の必要な処置を請求することができる。

専用実施権者は、許諾された範囲内において、前三項の請求をすることができる。ただし、契約に別段の定めがある場合は、その定めに従う。

発明者の氏名表示権が侵害された時は、発明者の氏名を表示すること、又はその他の名誉回復に必要な処分を請求することができる。

第 2 項及び前項に規定する請求権は、請求権者が損害及び賠償義務者の存在を知った時から 2 年間行使しないときは消滅する。侵害行為の時から 10 年を経過したときも、同様とする。

【2003 年改正条文】

第 84 条

特許（発明専利）権が侵害された時、特許権者は損害賠償を請求することができ、かつ、その侵害の排除を請求することができる。侵害のおそれがある場合は、その防止を請求することができる。

専用実施権者も前項の請求をすることができる。ただし、契約に別段の定めがある場合は、その定めに従う。

特許権者又は専用実施権者が前二項の規定により請求を行う時、特許権侵害に係る物品、又は侵害行為に用いた原料若しくは設備について、廃棄又はその他の必要な処置を請求することができる。

発明者の氏名表示権が侵害された時は、発明者の氏名を表示すること、又はその他の名誉回復に必要な処分を請求することができる。

本条に規定する請求権は、請求権者が侵害行為及び賠償義務者の存在を知った時から2年間行使しないときは消滅する。侵害行為の時から10年を経過したときも、同様とする。

【内容説明】

専利法は、2001年10月の改正前までは、専利（特許・実用新案・意匠）侵害に対して民事及び刑事の二重の保護規定を設けていた。2001年10月の改正により特許（発明専利）の侵害に対する刑事罰規定が削除され、2003年の改正により実用新案権（新型専利）及び意匠権（設計専利）の侵害に対する刑事罰に係る条文も削除された。これにより、専利侵害の解決手段は完全に民事救済手続へと回帰することとなった。

一、第1項及び第2項において、民事救済請求の要件、侵害排除及び防止請求権、行為者の故意・過失を必要としないこと、その一方で損害賠償請求権については故意又は過失を必要とすること、をそれぞれ規定：

専利侵害の民事救済は、その性質から二つのタイプに大別される。一つは「損害賠償」型であり、もう一つは「侵害の排除・防止」型である。旧条文（2003年改正条文第84条）第1項は、特許権が侵害された時は、損害賠償を請求することができると明定していたが、専利に係る不法行為（侵害行為）を構成する主観的要件については規定されていなかった。そのため、それが民法の一般不法行為に対する特別法として「無過失責任」を採用しているのか、あるいは依然として民法第184条第1項の規定（訳注：台湾民法第184条は、不法行為を規定する法律。その第1項は以下の通り：「故意又は過失により、不法に他人の権利を侵害した者は、損害賠償の責任を負う。故意に善良の風俗に反する方法をもって、他人に損害を加えた者も、同様とする。」）を補足的に適用し「過失責任の原則」を採用しているのか、解釈上の疑義が生じやすく、司法実務における見解も非常に多岐にわたっていた。そこで、適用上の疑義を避けるため、侵害排除及び防止請求の類型を第96条第1項において明定した。これは性質上、物権的請求権（物上請求権）における妨害排除及び予防請求に類似するため、客観的に侵害の事実又は侵害のおそれがあれば足り、その主張には行為者の主観的な故意又

は過失を必要としない。また、第 2 項において、損害賠償の請求については、行為者の主観的な故意又は過失を必要とすることを明定し、明確化した。

二、第 3 項は、侵害物又は不法行為（侵害行為）に用いた原料若しくは設備の廃棄を請求することを、侵害排除・防止請求権を実現する手段の一つとして明定：

知的財産権侵害を効果的に抑止するため、TRIPS 協定第 46 条は、各加盟国の司法当局が、知的財産権を侵害すると認定した物品、及び侵害物品の製造に主に使用された原料若しくは設備について、廃棄を命じる権限を持つべきであると規定している。司法当局が廃棄を命じるか否かを判断する際には、侵害行為の重大性、命じられる救済手段、及び第三者の利益の間の比例原則を具体的に考慮しなければならない。廃棄請求に関する規定は、大陸法系諸国において、専利侵害排除又は防止請求権を行使する態様の一つである。専利侵害の排除又は防止が必要とされる事実がある場合、当該原料及び設備の所持者又は所有者が本案に係る被告となり、その者が専利に係る不法行為（侵害行為）者であるか否かは問われない。

三、第 4 項は、専用実施権者が許諾された範囲内において損害賠償及び侵害の排除又は防止請求権を有することを規定：

- (一) 専用実施権者は許諾された範囲内でのみ発明を実施できるため、第三者に対する損害賠償請求、又は侵害の排除及び防止は、当然ながら許諾された範囲内に限られる。しかしながら、その訴訟権の行使態様については、各国で規定が異なっている。米・英は、専用実施権者が専利権者と共同で起訴することを求めているが、専用実施権者が専利のすべての実質的権利を取得しており、譲渡とみなされる場合には、米国も専用実施権者が独立して起訴することを認めている。独・日・スペイン・中国はいずれも専用実施権者が独立して起訴できることを肯定しているが、スペインでは、起訴時に専利権者に通知しなければならないと規定されている。フランスでは、専用実施権者がまず専利権者に起訴を通知し、専利権者が訴訟を提起しない場合に限り、訴訟を提起できると規定されている。本法（台湾専利法）の規定は、専用実施権者が独立して起訴することを認めており、かつ専利権者が通知を受けても請求を行わない場合に初めて訴訟を提起できるという制限もなく、独・日の規定に近い。
- (二) 専利権者が専用実施権を設定した後、損害賠償請求権及び侵害の排除又は防止請求権を行使できるか否かについては、諸外国（米・英・日・独・豪）の立法例を調査したところ、そのような制限はない。また、専用実施権の関係が存続している間、実施許諾契約において実施権者の販売数量や金額を専利権者のロイヤリティ（使用料）徴収の基準とすることが約定される場合があり、専用実施権の関係が消滅した後は、専利権者は依然として自ら発明を実施し、あるいは他人に実施を許諾することができる。したがって、専利権者は専用実施権の設定後も、その専利権が侵害されないよう保護される法律上の利益を有しており、その損害賠償請求権及び侵害の排除又は防止請求権を当然に喪失するものではない。

四、第 5 項は、発明者の氏名表示権が侵害された場合、別途、名誉回復のための処置を請求することができることを規定する。本法第 7 条第 4 項の規定に基づき、発明者、実

用新案の考案者又は意匠の創作者は氏名表示権を享有するが、これは彼らの一身に専属的な権利である。侵害を受けた場合、第1項（侵害の排除・防止）や第2項（損害賠償）の規定のみによって救済を求めても、それによって名誉に受けた損害を十分に填補することはできない。したがって、本項では、発明者がその氏名を表示すること、又はその他の名誉回復のために必要な処分を請求できる旨が明定された。氏名表示権は発明者の一身に専属する権利である。そのため、本項の規定に基づき請求を行うことができる者は発明者に限られ、特許権（専利権）者が発明者本人でない場合は、本項の請求を行うことはできない。

五、第6項は、請求権の消滅時効に関する規定である。消滅時効とは、長期間にわたり権利を行使しないことによって、請求権の行使による効力が減損することを指す。消滅時効が完成した後も、専利権者の請求権自体は消滅しないが、侵害者は給付（支払等）を拒絶することができる。民法の消滅時効に関する規定では、一般の請求権は15年とされる一方、不法行為（侵害行為）による損害賠償請求権の消滅時効について、民法第197条は「不法行為による損害賠償の請求権は、請求権者が損害及び賠償義務者の存在を知った時から2年間行使しないときは消滅する。不法行為の時から10年を経過したときも、同様とする。」と規定している。専利侵害の性質は民事上の不法行為と同様であるため、本法（専利法）は民法の前述の条文と同じ消滅時効期間を採用した。すなわち、第2項（損害賠償）及び第5項（姓名表示権）には短期消滅時効が適用され、第1項の侵害排除又は防止請求権の消滅時効については、民法第125条に規定される一般消滅時効期間が適用される（訳注：台湾民法第125条は以下の通り。「請求権は、15年間行使しないときは消滅する。ただし、法律にこれより短い期間の定めがあるときは、その規定による。」）。

六、専利間接侵害制度は2011年の改正には導入されず：

- （一）専利侵害は、侵害者が専利の全必要技術的特徴（構成要件）を実施することを要件としている。しかし、行為者が専利の重要部分を既に実施していて専利権侵害を惹起する蓋然性が高いにもかかわらず、これを規制できない、あるいは民法の規定に依拠せざるを得ないという状況を避けるため、米・日・独・英・仏・韓の専利法にはいずれも専利間接侵害の規定が設けられている。これら諸外国の規定は必ずしも同一ではないが、主に、行為者が当該専利の重要部分を実施していることを知りながら、かつ専利権への直接侵害が生じる可能性が極めて高い状況において、専利権者に適切な保護を提供することを規定するものである。
- （二）我が国（台湾）の専利法には間接侵害の規定が欠けており、民法第185条の共同不法行為制度に依拠して規制するしかない。しかし、民法による専利に係る間接的な不法行為（侵害行為）の規制は、必ずしも我が国の産業発展の需要に合致しない。そのため、2011年の改正過程において、日本特許法第101条、ドイツ特許法第10条、及び英国特許法第60条第2項の規定を参考に、検討草案第101条として次の内容が提案された：「特許（発明専利）において課題を解決するための主要な技術的手段に用いられる物であることを知りながら、その専利権を侵害する者に対してその販売の申出をし、又は販売した者は、専利権を侵害したものとみなす。ただし、当

該物品が一般の取引において通常得られるものである場合は、この限りでない。」。しかしながら、本法に間接侵害の規定を導入すべきか否かについて各界から依然として多くの異なる意見が出され、また、知的財産法院（現・知的財産及び商業法院）が設立されたばかりであること、我が国の産業形態が転換期にあることなどを考慮し、制度導入初期の適用上の疑念から権利の濫用や濫訴を招く事態を避けるため、知的財産法院による実務判例の蓄積を待ってから、立法の必要性を再評価することとされた。2017 年に至り、本局（経済部知的財産局）は再び司法機関、専門家、学者、及び産業界の意見を聴取したが、各界の意見は依然として分かれていた。反対派は裁判所がどのように認定するかについて疑義を呈し、産業界は我が国の受託製造産業モデルに基づき、濫訴のリスクを懸念した。賛成派は、専利法に間接侵害を規定することは民法の規定よりも明確であると考えたが、専利間接侵害の導入にあたってどの国の立法例を採用すべきかについては依然として意見の相違があり、各界の法改正に向けた合意には至っていない。

【司法判決】

一、知的財産法院 2011 年度行専訴字第 125 号行政判決（特許権者は専用実施権を設定した後も、損害賠償請求権及び侵害排除又は侵害防止請求権を当然には喪失しない）

特許権（発明専利権）が侵害された場合、特許権者は損害賠償を請求することができる。かつ、その侵害の排除を請求することができる。侵害のおそれがある場合は、その防止を請求することができる。専用実施権者も前項の請求をすることができる。ただし、契約に別段の定めがある場合は、その定めに従う。これは改正前専利法第 84 条第 1 項及び第 2 項に明記されている。また、現行専利法第 96 条第 4 項の規定によれば、専用実施権者は、許諾された範囲内において、損害賠償、侵害排除、侵害防止の請求をすることができる。ただし、契約に別段の定めがある場合は、その定めに従う。特許権者が専用実施権を設定した後、損害賠償請求権及び侵害排除又は侵害防止請求権を行使できるか否かについては、これまで議論が重ねられてきた。改正前専利法（すなわち 2003 年 2 月 6 日改正公布に係る専利法）及び現行専利法には明文の規定はないものの、2003 年 2 月 6 日改正公布に係る専利法第 84 条の立法理由には次のように記載されている：「契約自由の原則に基づき、専用実施権の性質の位置付けが明確でないため、現行規定で専用実施権者が特許権者に通知しても特許権者が主張しない場合に初めて請求権を行使できるとするのは、過酷に過ぎると思われる。そこで、第 2 項を『専用実施権者も前項の請求をすることができる。ただし、契約に別段の定めがある場合は、その定めに従う。』と修正し、私法上の契約による解決へと回帰させた」。現行専利法第 96 条の立法理由においても次のように明記されている：「専利権者が専用実施権を設定した後、損害賠償請求権及び侵害の排除又は防止請求権を行使できるか否かについては、諸外国（米・英・日・独・豪）の立法例を調査したところ、そのような制限はない。また、専用実施権の関係が存続している間、実施許諾契約において実施権者の販売数量や金額を専利権者のロイヤリティ（使用料）徴収の基準とすることが約定される場合があり、専用実施権の関係が消滅した後は、専利権者は依然として自ら発明を実施し、あるいは他人に実施を許諾することができる。したがって、専利

権者は専用実施権の設定後も、その専利権が侵害されないよう保護される法律上の利益を有しており、その損害賠償請求権及び侵害の排除又は防止請求権を当然に喪失するものではない」。考えるに、特許権者が被る損害及び排除又は防止を求める侵害の項目は、専用実施権者のそれと必ずしも同一ではない。したがって、特許権者は専用実施権の設定後も、損害賠償請求権及び侵害排除又は侵害防止請求権を当然に喪失するものではなく、依然として専用実施権者とともに、各々が被った損害及び侵害について、個別に損害賠償及び侵害排除又は防止を請求することができるのである。

二、知的財産法院 2011 年度民専上字第 53 号民事判決（禁反言の法理、均等の範囲）

禁反言の法理（禁反言原則）の適用は、特許権者（専利権者）が行った補充、補正、訂正、意見書及び答弁などが特許性に関連し、かつ特許請求の範囲を減縮したものに限定される。いわゆる特許性に関連する事項とは、先行技術を克服するためのもの、及びその他特許査定に関するその他の要件（実施可能要件、書面による開示など）を含み、その認定は、特許権者が当時、補充、補正、訂正、意見書及び答弁などで説明した理由に基づき、特許性に関連するか否かを具体的に判断する。その理由の説明が不明確な場合は特許性に関連すると推定されるが、特許権者が特許性と無関係であることを証明した場合は、禁反言の法理は適用されない。また、特許権者が行った補充、補正、訂正、意見書及び答弁などが、たとえ特許性に関連するものであっても、特許請求の範囲を減縮していないのであれば、依然として禁反言の法理は適用されない。さらに、禁反言による阻却の範囲は、特許権者が限定又は排除した部分にのみ限られ、当該技術的特徴のうち限定又は排除されていない部分のすべてについて改めて均等論の適用を主張することができなくなるわけではない。これは、特許権の均等の範囲を十全に保護し、特許権者が放棄した範囲を不合理に判定することを避けるためである。ただし、補正されたものの排除されていない均等の範囲に関する有利な事実（例えば、補充、補正、訂正、意見書及び答弁などの当時において予見不可能であった均等の範囲《新興技術など》、行われた補充、補正、訂正、意見書及び答弁などの理由と均等の範囲との関連性が極めて低いこと、あるいは特許権者によって当時当該均等の範囲が記載されることを合理的に期待できなかったことなど）については、特許権者が立証責任を負うものとする。

三、知的財産法院 2012 年度民専上更(二)字第 2 号民事判決（均等論）

均等論の原則は、他人が実質的な変化のない方式によって、専利の文言の範囲を回避することを防止することにある。そのため、均等論を適用して対比及び分析を行う際には、発明又は実用新案の属する技術分野における通常の知識を有する者の技術水準を考慮し、係争製品又は方法と係争専利との差異に、置換容易性があるか否かを判断しなければならない。発明又は実用新案の属する技術分野における通常の知識を有する者とは、仮想の人物であり、発明又は実用新案の属する技術分野における通常の知識と、日常の業務や実験を遂行する普通的能力を有し、出願日又は優先権日前の先行技術を理解し利用できる者を指す。いわゆる通常の知識を有する者、あるいは平均的な水準の専門家とは、周知若しくは普遍的に使用される情報や、教科書若しくは参考書に記載された情報、あるいは経験則から理解される事項を含む、発明又は実用新

案の属する技術分野において既知の一般的な知識を有する者を指す。言い換えれば、通常の知識を有する者は、発明又は考案が運用される技術分野を十分に理解しており、当該技術分野において平均的な水準を有する者である。その範囲は、単に製造に従事する作業員だけではなく、設計や開発等に従事する人員も含まれる。したがって、通常の知識を有する者の技術水準を合理的に認定するためには、以下の要因を考慮することができる：(1) 発明者又は考案者の教育程度。(2) 当該技術分野において遭遇する課題の性質。(3) 先行技術による課題の解決方式。(4) 先行技術の成熟度。(5) 技術開発の速度。(6) 技術の複雑性。(7) 当該技術分野における実務者の教育水準。

四、知的財産法院 2014 年度民専訴字第 38 号民事判決（損害賠償、不当利得）

損害賠償の義務者が、不法行為（侵害行為）によって利益を受け、それにより被害者に損害を与えた場合、前項の時効完成後であっても、なお不当利得に関する規定に従い、その受けた利益を被害者に返還しなければならない。これは民法第 197 条第 2 項に明記されている。また、法律上の原因なく利益を受け、それにより他人に損害を与えた者は、その利益を返還しなければならない旨、同法第 179 条にも明記されている。不法行為制度は、被害者が被った損害を加害者が填補することで、その本来の財産状態を回復させる制度であるのに対し、不当利得制度は、受益者の利得を剥奪し、それを損失を被った者に返還させる制度である。両者の直接的な目的は異なり、請求できる範囲も必ずしも一致しない。また、不当利得によって生じる債務には「共同不当利得」という概念はなく、かつ、それは可分な金銭債権に属する。したがって、同時に多数の利得者が存在する場合、各利得者がそれぞれの利得額に応じて返還責任を負うべきであって、請求人が被った損害額の多寡を基準とするべきではない。次に、「不当利得の法理に基づき不当利得の返還を請求する場合、法律上の原因なく利益を受け、それにより他人に損害を与えたことが要件となる。したがって、返還を請求できる範囲は、相手方が受けた利益を限度とすべきであって、請求人が被った損害額を基準とするべきではない。他人の土地を権原なく占有することで、賃料に相当する利益を得る可能性があることは社会通念である。したがって、被上訴人が、当該土地の占有により得た利益は法定最高限度額の賃料額に相当する金額に過ぎないと抗弁したことは、採用に値する」（最高法院 1972 年台上字第 1695 号判例要旨参照）。したがって、専利法が権利者に付与した排他的地位に基づき、専利保護期間内においては、権利者のみが製造、販売、販賣の申出、輸入又は使用等の発明若しくは実用新案の実施行為を享受できる。他人がその同意を得ずに行うことは、専利権者の法律上の地位を侵害するものであり、専利権者に帰属すべき利益を法律上の原因なく取得し、専利権者に損害を与えたことにほかならない。専利権者は当然、不当利得返還請求権を主張し、不法行為者に対し、その受けた利益の価額を返還するよう請求できる。返還を請求する範囲については、専利権者が被った損害額の多寡を基準とするのではなく、相手方が受けた利益を限度とすべきである。その価額は客観的な取引の価額、すなわち一般的な専利権実施許諾時の合理的なロイヤリティ（使用料）相当額によって決定される。合理的なロイヤリティ（使用料）の金額が、その性質上、専利権者に帰属すべき利益である。

五、知的財産法院 2010 年度民専訴字第 153 号民事判決（販売目的での専利権侵害製品の仕入れに係る損害賠償の算定）

販売を目的として専利権侵害製品を仕入れる行為は、単にその仕入れ行為があっただけで、専利権者に十分損害を生じさせる。考えるに、専利権者又はその実施権者が自ら専利製品を生産・製造している場合、専利製品の販売業者は、専利権者又はその実施権者による委託販売を除き、専利権者又は実施権者から適法な専利製品を購入しなければならない。したがって、専利製品の販売業者が専利権者又は実施権者から専利製品を購入せず、代わりに専利侵害製品を購入すれば、専利権者又はその実施権者の専利製品販売市場は、専利製品販売業者が不法な専利製品を購入したことによって自ずと縮小し、それと同等数量の適法な専利製品が販売できなくなるという経済的損害を被ることになる。ゆえに、販売目的で専利侵害製品を仕入れた場合、専利権者に生じた損害については、仕入れ数量に基づいて見積もるべきであって、仕入れ後の再販売に係る数量を算定基準とするべきではないとするのが合理的である。この点は、商標法第 63 条（訳注：現行商標法第 71 条）第 1 項第 3 号において、摘発された商標権侵害商品の点数によって賠償総額を定めると規定しており、販売数量によって賠償総額を定めるとしていないことから明らかである。

六、知的財産法院 2013 年度民専訴字第 136 号民事判決（事業者はより高度なリスク意識と注意義務を負うべきである）

専利権は登録及び公告制度を採用しており、何人も知り得る状態にあるため、当該発明又は考案が属する技術若しくは技芸の分野において通常の知識を有する者は、専利権の存在を知らなかったと言い逃れをして過失がないと抗弁することは当然できない。さらに、知的財産侵害が現代の企業経営において直面するリスクとなっている状況下では、生産、製造及び販売に従事するに際し、事業者は、以前にも増して、他人の知的財産権の侵害を回避するために、実質的により高度なリスク意識と注意義務を負うべきである。したがって、一般的なリスク意識を有する事業者は、生産、販売行為を行うに際し、当然ながらその実施する技術について最低限の専利権調査を行うべきであり、調査を行わなかった場合は過失があるものとされる。被告会社は美容・理容用品及び器材の売買並びに輸出入貿易業務を営んでおり（被告会社の資料照会結果 1 部を添付）、関連する技術的特徴とその製品に精通しているとすべきである。さらに、専利公報は公衆が閲覧可能な情報であり、被告会社が係争製品を販売する前に当然ながら調査を行い、係争専利の侵害を避けるべきであった。また、原告の専利製品には専利証番号が明記されており、被告にとって調査は不可能ではなかった。しかしながら、被告は調査の注意義務を尽くさず、侵害リスクの管理を怠った。これにより、係争専利権の侵害について被告に過失があると認めるに足りる。

七、知的財産法院 2015 年度民専訴字第 50 号民事判決（専門商品販売業者及び大型電子商取引プラットフォームサービス提供業者が負う異なる注意義務）

- （一）被告鈞承社は、家電の輸入代理・販売事業を専業としており、ロボット掃除機の生産・製造は行っておらず、その技術及び専利情報は把握していなかったと主張して

いる。しかしながら、調査によれば、鉤承社が登記している営業項目には電化製品卸売業、電化製品小売業等が含まれており、払込資本金は 1,500 万台湾ドルである。同社のウェブサイトの製品分類には「ロボット掃除機」等が含まれており、かつ修理サービスも提供していることから、ロボット掃除機製品を専門的に販売する業者であると認められる。同社は原告と同業競合関係にあり、市場における他の同様のタイプの製品の性能、価格等の情報について、状況に照らせば当然、研究及び把握を行っているはずである。また、係争製品が係争 259 専利の技術内容を有しているか否かについては、特殊な道具や特に高度な技術水準を必要とせず、機械の作動時の走行動態から、侵害に関わる可能性があることを知り得たはずである。したがって、鉤承社が善良な管理者の注意義務（善管注意義務）を尽くし、適切な注意及び調査を行っていれば、本件の不法行為（侵害行為）の発生を回避できたはずである。にもかかわらず、それをなさなかったことは、自ずと、注意すべきであり、かつ注意することが可能であったにもかかわらず注意を怠ったのであり、過失を有すると認められる。

- (二) 被告の網路家庭社（以下「PChome 社」という）が運営する「PChome Online オンラインショッピング」サイトは、大型電子商取引プラットフォームに属する。各メーカーが商品を提供し、自ら関連情報を当該サイトに掲載し、消費者が商品情報を閲覧した後に注文できる仕組みである。PChome 社は単にハードウェア・ソフトウェア設備を構築し、オンライン取引コンピュータシステムを提供しているに過ぎず、オンライン取引の過程において事前に商品を検品することはない。当該サイトで販売される商品又はサービスの種類は多岐にわたり（PChome 社の陳述によれば 100 万種以上に達する）、事実上、各商品を逐一検品することを要求するのは不可能である。また、PChome 社は供給メーカーと契約を締結する際、メーカーに対して第三者の知的財産権を侵害する行為を行わないよう求めている。本係争製品について言えば、鉤承社と締結した契約書第 13 条「担保」第 3 項において、「対象商品のオンライン販売、及び協力メーカーが提供するすべての対象商品、ならびに対象商品に関する紹介、説明、資料、取引条件、プログラム、設計、表示、画像ファイル、名称及び商標等について、協力メーカーは、関連法令に違反するおそれや第三者の権利を侵害するおそれが一切ないことを担保しなければならない」と約定しており、契約における明確な約定の文言をもって、メーカーが不法行為（侵害行為）を行わないよう拘束していた。さらに、PChome 社は 2015 年 5 月 20 日に本件訴状の副本を受領した後、即日、当該製品を撤去している。これにより、侵害の疑いがある製品を速やかに撤去し、損害の継続的な発生を回避したと認められる。したがって、同社は取引上必要な注意義務を尽くしており、過失はないと認められる。

八、知的財産法院 2014 年度民專訴字第 66 号民事判決（共同侵害とみなされる行為一専用品）

原告のプローブヘッドには、誤挿入防止装置及び EPROM 素子のための凹部（スロット）が備えられている。被告のプローブが当該凹部に装着可能である以上、必然的にこれら二つの誤挿入防止装置を有していることになる。被告が生産した製品は、原

告のプローブインターフェースボードに装着することのみを目的として設計されており、したがって侵害する以外に、他の使い道がない。また、本件係争半導体メーカーは元々、本件プローブインターフェースボード及びプローブヘッドを原告から一括購入しており、原告から購入したプローブカード装置が専利権を有する製品であることを知っていたはずである。しかしながら、係争半導体メーカーは、プローブヘッド部分について被告からの購入に切り替えた。したがって、被告が係争プローブヘッド製品を係争半導体メーカーに引き渡した後、係争半導体メーカー又は被告がこれを係争プローブインターフェースボードと組み合わせた際、明らかに係争専利権を共同で侵害したものと認められる。

九、知的財産法院 2014 年度民専上更(一)字第 4 号民事判決（他人の不法行為（侵害行為）遂行を幫助した共同侵害）

民法第 185 条第 2 項の教唆又は幫助犯の成立には、直接不法行為（侵害行為）の存在を前提とすることを要する。調査によれば、被上訴人たる力智社と力晶社は電源管理チップを製造している。力智社は「単に係争チップ製品を販売したに過ぎず、係争専利の侵害を構成しない」と抗弁している。しかしながら、力智社は、係争製品が立錡社が主張する侵害期間内にすでに市場に流通していたことは否定していない。つまり、製品の使用マニュアルを照らし合わせれば、市場において係争 767 専利の請求項 1 又は 7 を侵害する行為が必然的に存在したこととなる。力智社が係争チップ製品を販売し、かつ一般の使用態様を記載した製品マニュアルを提供したことで、市場において係争 767 専利の請求項 1、2 を直接侵害する行為が惹起された以上、力智社はたとえ教唆ではなくとも、他人が侵害行為を容易に遂行できるよう幫助したものといえる。ゆえに、力智社、力晶社等は、立錡社の損害に対して連帯賠償責任を負うべきである。

【行政釈示】2013 年 11 月 1 日付け経済部知的財産局智法字第 10218601140 号通達（専利権損害賠償請求権の譲渡に関する法的疑義）

説明：

二、専利権（特許権・実用新案権・意匠権）、商標権、及び著作財産権については、無体財産権に属し、準物権的性質を有する。したがって、その侵害排除請求権及び侵害防止請求権は、専利法第 96 条第 1 項、商標法第 69 条第 1 項、著作権法第 84 条の規定に基づき、かつ民法第 767 条の物権的請求権の性質に照らして、権利者に限り主張が認められるべきである。一方、著作者人格権については、その侵害排除請求及び侵害防止請求の権利の根拠が譲渡性を備えない人格権であるため、当該人格権から分離して単独で譲渡することはできない。

三、不法行為（侵害行為）による損害賠償請求権については、不法行為が債権の発生原因であることから、この損害賠償請求権は債権的性質を備えている。不法行為が発生した後、その損害賠償請求権が譲渡性を有するか否かは、その請求権の基礎となる権利の根拠が被害者の一身に密接に関連しているか否かによって決まる。生命権、人身権、

身分法益等の非財産的権利の侵害から生じた損害賠償請求権は、一身専属的法益などの非財産的権利から生じる損害賠償請求権を有することから、一身専属性を有するため、原則として譲渡には適さないとすべきである。

- 四、上記第三点に基づき、専利権、商標権、及び著作財産権の侵害は財産権の侵害に属する。不法行為の発生後に生じた損害賠償請求権は、一身専属的な法益に関わるものではないため、他人に譲渡してはならないとの制限はない。ただし、著作者人格権の損害賠償請求権は、一般の人格権と同様に被害者の一身に密接に関連する一身専属的なものである。したがって、民法第 195 条の規定に基づき、金銭賠償請求権の性質を有し、かつ契約によって承諾されている場合、又は既に起訴されている場合を除き、譲渡することはできない（訳注：台湾民法第 195 条第 1 項、第 2 項に以下の通り規定されている：1. 他人の身体、健康、名誉、自由、信用、プライバシー、貞操を不法に侵害し、又はその他の人格的法益を不法に侵害してその情状が重大であるときは、被害者は、財産上の損害でないときであっても、相当な額の賠償を請求することができる。名誉を侵害された者は、名誉を回復するための適当な処分を請求することもできる。2. 前項の請求権は、これを譲渡し、又は相続することができない。ただし、金額による賠償の請求権が契約により承諾されている、又は既に提訴されているときは、この限りでない。）。
- 五、もっとも、請求権の譲受人が不法行為者に対して損害賠償を求めて起訴した場合、訴訟上の当事者適格の有無、被告が権利無効の抗弁を提出した際の処理方法、ならびに侵害の排除若しくは防止請求権と損害賠償請求権が異なる者に帰属する場合の訴訟経済への配慮等の問題については、依然として司法機関の職権による認定の範囲に属するものである。

98 条

【専利証番号の表示】

第 98 条 専利に係る物には、専利証番号を表示しなければならない。専利に係る物にこれを表示できない場合は、ラベル、包装、又はその他の他人に認識させるに足る顕著な方法をもって、これを表示することができる。表示しなかった場合、損害賠償を請求するときには、当該物品が専利に係る物であることを侵害者が明らかに知っていた、又は知り得たことを立証し、証明しなければならない。

【2003 年改正条文】

第 79 条 特許権者（発明専利権者）は、専利に係る物品又はその包装に専利証番号を表示しなければならない、かつ、実施権者又は通常実施権者に対し、これを行わせるよう求めることができる。表示しなかった場合、損害賠償を請求することができない。ただし、侵害者が、当該物品が専利に係る物品であることを明らかに知っていた、又は知り得たことを証明するに足る事実があるときは、この限りではない。

【内容説明】

本条は、専利証番号の表示について規定している。その目的は、専利権者に専利権が存在する事実を公衆に告知させるよう促すことで、侵害の発生を未然に防ぐことにある。

一、専利証番号の表示方法：

一部の類型の専利に係る物は、体積が極めて小さい、バラ売りされる、あるいは性質が特殊であるといった理由から、専利に係る物自体又はその包装への表示が適さない場合がある。例えば、半導体チップの専利において、専利に係る物又はその包装に専利証番号を表示することを求めるのは、明らかに実行が困難な点がある。また、施工方法の専利のように、実際には物やその包装に表示することが不可能な場合もある。米国特許法第 287 条及び英国特許法第 62 条第 1 項の規定を参考に、2011 年の改正後、専利証番号は専利に係る物品上に表示することを原則とし、物品上に表示できない場合は、ラベル、包装、又はその他の他人に認識させるに足る顕著な方法をもって、これを表示することができるものとされた。

二、専利に係る物に専利証番号を表示しなかった場合の法律効果：

(一) 専利表示の法律効果に関する規定は、諸外国の法制度によって異なっている。米国特許法第 287 条の規定は、専利表示を専利権者の義務として定性づけ、損害賠償を請求するための前提要件としている。日本特許法第 187 条の規定は、専利表示を訓示的規定としている。英国特許法第 62 条第 1 項及びオーストラリア特許法第 123 条

の規定は、侵害者が専利権の存在を知っていたか否かを推認するための要件として、専利表示を位置づけている。

- (二) 改正前の第 79 条の立法趣旨を察するに、それは専利権者が公衆に対して当該物品が専利保護を受けている事実を告知することを奨励し、かつ公衆が当該物品が専利保護を受けていることを識別することを助けることにほかならず、専利権者の損害賠償請求権を制限したり、その負担を過度に加重したりする意図はないとすべきである。また、現行の専利公示制度は既に健全に運用されており、専利権の検索は比較的容易である。さらに、専利権者が不法行為に基づく損害賠償を請求する際には、相手方に専利権侵害の故意又は過失があったことを立証し、証明する立証責任を負っているため、専利表示は損害賠償請求の前提条件ではない。したがって、法律適用上の疑義を避けるため、旧条文に定められていた「損害賠償を請求することができない」という規定を削除し、民事不法行為体系へと回帰させた。これにより、「表示しなかった場合、損害賠償を請求するときには、当該物品が専利に係る物であることを侵害者が明らかに知っていた、又は知り得たことを証明するに足る事実があることを立証し、証明しなければならない」ことが明定された。
- (三) 専利権者が専利に係る物品又はその包装に専利証番号を表示することは、専利侵害の損害賠償請求を提起するための要件ではなく、侵害行為者に故意・過失があるかという主観的要件に関する重要な攻撃防御方法である。この点については、知的財産法院 2018 年度民専訴字第 10 号民事判決、及び知的財産及び商業法院 2022 年度民専上易字第 3 号民事判決を参照されたい。

【司法判決】

一、知的財産及び商業法院 2023 年度民専訴字第 31 号民事判決（原告が専利証番号を表示していなくとも、被告は同業競合関係にある以上、検索義務を負う）

- (一) 不法行為（侵害行為）による損害賠償責任を負う行為者は、主観的な意思要件として「故意」又は「過失」を備えていなければならない。いわゆる「過失」とは、注意すべきであり、かつ注意することが可能であったにもかかわらず注意を怠ったことを指し、行為者が善良な管理者の注意義務（善管注意義務）を怠ったか否かによって判断される。また、尽くすべき善管注意義務を欠くとは、取引上の一般通念に照らし、相当の知識経験及び誠実さを有する者が尽くすべき注意を欠くことを指す。行為者が善管注意義務を尽くしたか否かは、事件の特性に応じ、行為者の職業、危害の重大性、侵害された法的利益の軽重、危害を防止・回避するためのコストに因って異なるため、個別に考慮されなければならない。
- (二) 被告は、原告がその専利に係る物品上、又は GARDNER Trader 誌等において専利証番号を表示しておらず、また被告が主観的にその製造した物が他人の専利に係る物であることを明らかに知っていた、又は知り得たことを立証・証明していないと抗弁している。しかしながら、被告の営業項目にはプラスチック製日用品製造、並びに水道配管材料の卸売・小売等の業務が含まれており、原告とは同業競合関係にある。したがって、被告は係争製品を製造する際、「最低限の検索義務」を負っていた。

また、係争專利と係争製品はいずれも「全体的な視覚効果としてヒョウ柄又はゼブラ柄を呈する装飾紋様ブロック」等の共通の特徴を有しており、両者は物品が同一で、外観も顕著な類似性があり、差異は極めて小さい。係争專利は2013年6月1日に公告されており、被告の侵害行為開始日である2017年11月11日までには相当の期間がある。被告は侵害の可能性に関するリスク評価を行っておらず、また、侵害の可能性がないと確信していたことを証明するための係争製品の設計プロセスに関する文書やリスク回避措置も具体的に提示していない。ゆえに、被告には係争專利の侵害について過失があると認められるべきである。

二、知的財産及び商業法院 2022 年度民専上易字第 3 号民事判決（專利証番号の表示は、專利侵害の損害賠償請求を提起するための前提要件ではない）

- (一) 專利權者が專利に係る物品又はその包装に專利証番号を表示することは、專利侵害の損害賠償請求を提起するための前提要件又は特別要件ではない。しかしながら、專利權者が表示を行わなかった場合には、侵害者が明らかに知っていた、又は知り得たことを証明するに足りる事実を立証しなければならない。それによって初めて、侵害者に対し損害賠償責任を請求することができる。
- (二) 林〇〇氏は、その專利に係る物に專利証番号を表示していなかったものの、Shopee 社（訳注：EC サイト運営会社）からの回答による販売明細資料によれば、被告の郭〇〇氏は遅くとも 2017 年 11 月には係争製品の販売を開始していたことが判明している。郭氏は、他人の Facebook への投稿で林氏が当該製品を生産しているのを見て、自ら連絡を取り仕入れを行ったと自ら認めており、当該製品について相当の認識を有していたはずであり、関連する知識や経験が全くないという訳ではなかった。さらに、林氏は 2019 年 1 月 18 日、承旭社の法定代理人である曾〇〇氏との対話記録のスクリーンショットを郭氏に送信し、郭氏が仕入れ・販売しているものが模倣品であることを明確に伝えていた。この状況、及び郭氏が 2017 年 11 月から継続的に当該製品を販売してきた知識・経験に照らせば、当該製品が專利に係る物品である可能性を知り得たはずであり、かつ、係争製品が專利權を有しているか否かは、公開されている專利公告システムを通じて検索することが不可能ではなかった。しかしながら、郭氏は自らが販売する係争製品に侵害の疑いがあることを意図的に無視し、侵害の発生を回避するための適切な調査を行わなかったため、過失があると認められる。一方、林氏が上記対話記録のスクリーンショットを送信した 2019 年 1 月 18 日より前については、專利に係る物に專利証番号が表示されておらず、郭氏がその時点以前に係争專利の存在を明らかに知っていた、又は知り得たことを立証・証明していないため、被告が 2019 年 1 月 18 日より前に損害賠償責任を負うべき故意又は過失があったと認めることは困難である。

三、知的財産法院 2020 年度民専訴字第 53 号民事判決（專利証番号が原告の公式サイトで公告されており、被告が調査を行わなかったことは、尽くすべき注意義務を尽くさなかったものであり、過失があると認められるべきである）

- (一) 特許権者は、故意又は過失によりその特許権を侵害した者に対し、損害賠償を請求することができる旨、専利法第 96 条第 2 項に明記されている。また、いわゆる故意とは、行為者が専利侵害を構成する事実を知りながら、かつ意図的にそれを発生させた場合（これを直接故意という）、又はその発生を予見しながら、その発生が自らの本意に反しない場合（これを間接故意という）を指す。一方、過失とは、行為者に故意はないものの、その情状に照らして注意すべきであり、かつ注意することが可能であったにもかかわらず注意を怠った場合（これを認識なき過失という）、又はその発生を予見しながら、それが発生しないものと確信していた場合（これを認識ある過失という）を指す。専利侵害事件において、製造業者又は同業競合関係にある者と、単なる小売商や偶発的な販売者等とでは、損害発生の予見や回避に対する注意の程度が当然異なるべきであり、個別の事案の事実即し、双方当事者それぞれの営業種目、規模、収益状況、実際の接触の有無、及び侵害行為の具体的な内容等の状況に照らし、行為者に注意義務の違反があったか否かを判断すべきである。
- (二) 係争専利は 2014 年 7 月 21 日より公告されており、専利権は登録及び公告制度を採用しているため、何人も知り得る状態にあった。さらに、係争専利の専利証番号は原告の公式サイトでも公告されていたため、被告は係争製品を販売する際に容易に調査を行うことができ、それにより原告の係争専利の侵害を回避できたはずである。特に、被告・誠泰社の法定代理人である被告・陳宗佑氏が 2009 年から 2012 年にかけて原告に在職していた事実は被告らも争っておらず、同氏が原告の係争専利と同一の製品の販売に従事する際、販売する係争製品が原告の係争専利を侵害する可能性があることを事前に注意又は調査できたはずである。同氏がこの尽くすべき注意義務を尽くさなかった以上、過失がなかったと認めることは困難であり、被告に係争専利の侵害について過失があるとする原告の主張には根拠がある。したがって、原告が係争専利製品を販売するウェブページに専利証番号を表示しておらず、また被告が係争製品の製造者ではないことを理由に、専利侵害の過失を否定する被告の主張は、採用に値しない。

四、知的財産法院 2018 年度民専訴字第 10 号民事判決（専利証番号の表示は、損害賠償請求の要件ではなく、単に立証責任の分配を明確化したものである）

ここでさらに回答・説明すべきことは、専利法第 98 条の規定、すなわち「専利に係る物には、専利証番号を表示しなければならない。専利に係る物にこれを表示できない場合は、ラベル、包装、又はその他の他人に認識させるに足る顕著な方法をもって、これを表示することができる。表示しなかった場合、損害賠償を請求するときには、当該物品が専利に係る物であることを侵害者が明らかに知っていた、又は知り得たことを立証し、証明しなければならない。」についてである。この規定は特許（発明専利）を対象として設けられたものであるが、専利法第 120 条に基づき、実用新案（新型専利）についても準用される。この規定では、専利証番号が表示されていない場合、損害賠償請求人は、専利に係る物であることを侵害者が明らかに知っていた、又は知り得たことを立証し、証明しなければならないとしていることから、専利証番号の表示は、明らかに損害賠償請求の要件や事前に必要となる手続ではなく、単に立証責任の

分配を明確化したものに過ぎないことが分かる。ここでいう「知り得た」とは、依然として裁判所による注意義務の認定に関わるものである。具体的な個別の事案において、裁判所は依然として各事案の異なる情状に基づき、注意義務を設定しなければならない。当裁判所は、商業活動に従事する者はより高度な積極的な防護・調査義務を有すると考える。本件の事実が、天勤社、上泓社、台船社はいずれも営利法人であり、本件において原告に損害を与えたそれらの販売及び買受後の使用行為は、すべて商業活動から生じたものであり、かつ各社が積極的な防護・調査措置を講じていなかったことを示している以上、原告は、各社が「係争装置が専利に係る物であることを知り得た」ことを証明すべき立証責任を既に果たしたものと認めることができる。

五、知的財産法院 2019 年度民專上字第 23 号民事判決（注意の程度は、行為者の職業的性質、社会的取引慣行及び法令の規定等の状況に応じて決定されるべきである）

- （一）民法上の不法行為において、過失により不法に他人の権利を侵害した場合、過失の有無は、善良な管理者の注意（善管注意義務）を怠ったか否かによって判断される（最高法院 1930 年上字第 2746 号民事判決、2017 年台上字第 125 号民事判決の趣旨参照）。善良な管理者の注意義務とは、一般に相当の知識経験を有し、かつ勤勉で責任感のある者が、同一の状況下において損害の結果を予見し、かつ回避又は防止することができたか否かを基準とするものである。行為者が、同一の状況下で慎重かつ理性的な者がなすべき行動をとらなかった場合、注意義務の違反を構成し、過失があるものとされる。その注意の程度は、行為者の職業的性質、社会的取引慣行及び法令の規定等の状況に応じて決定されるべきである。また、専門職従事者は、当事者との信頼関係に基づき、かつ自身の専門能力、実務経験及び職業的責任に基づき、業務を執行する際、相手方又は利害関係人に対して保護、配慮又は損害発生を防止する注意義務を負うべきである（最高法院 2011 年台上字第 328 号判決参照）。
- （二）専利法第 98 条に明記されている通り、専利に係る物には、専利証番号を表示しなければならない。専利に係る物にこれを表示できない場合は、ラベル、包装、又はその他の他人に認識させるに足る顕著な方法をもって、これを表示することができる。表示しなかった場合、損害賠償を請求するときには、当該物品が専利に係る物であることを侵害者が明らかに知っていた、又は知り得たことを立証し、証明しなければならない。本件について、〔被告の〕朱○○氏は○○社に 5 年余り在職し、当初は職人として、その後、2012 年初頭には工場長に昇進した。○○社での在職期間中、天勤社と業務上の密接な往来があり、○○社及び天勤社が販売するキャビネット製品の構造や技術内容について相当の認識を有していたはずであり、決して経験のない者ではない。天勤社が出した声明書には、当該キャビネットの「スライド防止ハンドル」は天勤社の発明による専利である旨などが記載されているが、朱○○氏は、公開されている専利公告システムを通じて検索し、自身の専門知識に基づいて声明書の内容が事実であることを判断し確認することは不可能ではなかった。さらに、朱○○氏は○○社を退職した後、別途「上泓社」を設立し、○○社との競業に従事した行為には、元の勤務先である○○社の知的財産権を侵害しないよう注意・防護すべき注意義務が本来課せられている。また、常識に照らせば、朱○○氏は○○社の

動向や公式サイトの表示情報についても把握・注視していたはずであり、天勤社から調達して台船社に納品したキャビネットに侵害の疑いがあることを発見できる合理的な機会があった。したがって、単に天勤社が出した声明書という一方的な主張のみを、善意の信頼を主張する正当な理由とすることはできない。たとえ〇〇社の製品に専利証番号の表示がなかったとしても、朱〇〇氏は依然として本件専利が存在する事実を知り得たものと認められる。

六、知的財産法院 2020 年度民専訴字第 10 号民事判決（個別の事案の事実に基づいて行為者の注意義務違反の有無を判断すべきである）

- (一) いわゆる過失とは、損害の発生を予見し、又は回避することが可能であったにもかかわらず注意を怠り、損害を発生させることを指す。予見又は回避の程度、すなわち行為者の注意義務は、具体的な事件の内容によってその程度が異なり、通常は善良な管理者の注意（善管注意義務）の程度を斟酌の基準とする。専利侵害事件において、製造業者、同業競合関係にある者、単なる小売商、又は偶発的な販売者等の損害発生に対する予見・回避の注意の程度は、必ずしも同一ではない。したがって、個別の事案の事実に基づき、その営業項目、営業規模、資本金の多寡、収益状況、営業組織、及び侵害行為の具体的な内容等の状況に照らし、行為者に注意義務の違反があったか、すなわち損害発生を予見し、又は回避すべき過失があったか否かを判断すべきである（当裁判所 2017 年度民専上更(二)字第 1 号民事判決の趣旨参照）。
- (二) 以下のことを斟酌するに、即ち、被告らが資本金 10 万台湾ドル以下の独資商店を営む自然人であり、その営む項目が合鍵作成、鍵の複製、金物・錠前、刻印等であること、並びに被告らが販売した係争製品が鍵であり、いずれも係争専利に関連する耐ドリル錠前構造を扱っていない。また、係争製品の製作工程は、まず上流業者からブランクキーを仕入れ、消費者にスペアキーの需要がある場合、消費者が提供した鍵の種類に応じて適切なブランクキーを選別し、研磨・複製を行うものである。個々のブランクキーは、それぞれ異なる錠前に対応し、あるいは同時に複数の錠前に対応する可能性がある。被告が消費者のために鍵を複製する際、消費者が持参した鍵が具体的にどのような錠前に対応しているかを知るすべはない。商業的慣行によれば、消費者が自ら錠前情報を提供するか、あるいは提供された鍵に専利証番号が刻印されていない限り、鍵・印章店が鍵自体に専利権のある錠前に対応しているか否かを逐一探究することは不可能であり、消費者が交付した鍵に係争専利が存在するか否かを知ることも不可能である。さらに、被告らは係争専利の先行技術に基づき、合理的に係争製品を製造・販売しており、係争製品と係争専利を対比した結果、係争製品は明らかに侵害を構成しない。加えて、原告は関連製品に係争専利の専利証番号を表示しておらず、係争専利の技術報告書等も提示していない。また、被告らにどのような注意義務の違反があったかを立証・証明していない以上、被告らには係争専利の侵害について故意又は過失がないと認めるに足りる。

七、知的財産法院 2011 年度民専上更(一)字第 12 号民事判決（原告のウェブサイト URL が専利に係る物の外装の中国語ラベルに表示されていたにもかかわらず、被告が調査を行わなかったことは、故意・過失があると認められる）

調査によれば、台湾絶世社は、その専利に係る物品の販売用ウェブサイト「www.nubra.com.tw」上に「NuBra 発明専利第 207830 号…」等の専利表示をしていた。かつ、当該ウェブサイトの URL は専利に係る物品の外装の中国語ラベルに表示されており、さらに製造メーカーが上訴人・ブラジェル社である旨も明記されていたことは、上訴人が提出したウェブページの解説及び外装の写しによって証明されている。以上の点に照らせば、被上訴人・捷司特社が当該製品を販売した行為は係争専利権を侵害するものであり、故意又は過失が認められる。

【関連条文】専利法施行細則第 79 条（訳注：同条文は以下の通り：「本法第 98 条に定める専利証（特許証・実用新案登録証・意匠登録証）番号表示の付加について、専利権の消滅又は取り消しが確定した後は、それを行ってはならない。ただし、専利権の消滅又は取り消しが確定する前に表示され、かつ市場に流通している場合は、この限りではない。」）